

# 小田原市生涯学習センター条例等の一部改正について(案)

## 1 条例廃止及び規則改正の背景

小田原市生涯学習センター分館（豊川分館、上府中分館、曾我分館、片浦分館、大窪分館）は、支所に併設され、支所職員が兼務で、支所と一体となった管理運営をしておりますが、支所等住民窓口の再編により、併設する支所が施設の老朽化や利用状況を考慮して廃止されることとなりますので、生涯学習センター分館についても併せて廃止することとしました。

これに伴い小田原市生涯学習センター条例の一部改正及び小田原市生涯学習センター条例施行規則の一部改正を行います。

## 2 内容

### (1) 小田原市生涯学習センター条例

分館に関する事項の削除

### (2) 小田原市生涯学習センター条例施行規則

様式の分館に関する事項の削除

### (3) 廃止する生涯学習センター分館

名称	位置
豊川分館	小田原市成田4-7-7番地の1
上府中分館	小田原市千代8-1-3番地
曾我分館	小田原市下大井7-5番地の1
片浦分館	小田原市根府川7-7番地の1
大窪分館	小田原市板橋1-7-9番地の5

## 3 施行予定日

平成31年3月15日